

2026 年度 入学者選抜に係る試験実施のガイドライン

1.感染症に罹患している者への対応

感染症拡大防止の観点から、学校保健安全法施行規則において出席停止が定められている感染症(季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等)に罹患し、出席停止の期間が経過していない方は、受験を認めない。(ただし、病状により医師において伝染のおそれがないと認められた場合は、この限りではない。)

なお、受験できない場合の入学検定料返還等の措置は行わない。

2.試験場に関する対応

(1)マスクの着用について

試験当日のマスクの着用は、個人の判断に委ねる。ただし、マスクを着用している場合は、本人確認のための写真照合の際など、必要に応じてマスクを一時的に取り外していただき、試験監督者の指示に従っていただくこととする。

(2)衛生管理

試験会場に手指消毒用アルコールを設置する。

(3)換気について

試験時間の中間にあたる時点で 10 分程度窓あるいは出入口のドアを開けて換気を行う。換気に伴い、防寒具の使用を希望する者は、試験冒頭の説明において挙手を求め、試験監督補助によって、防寒具に不正につながるような工作が無いか確認することとする。

(4)座席配置

試験室において、通常の試験実施における定員で配席する。

(5)昼食について

試験室での飲食を認める場合には、自席においてのみ認める。

(6)付添者(保護者)の入構について

保護者控室は設置しない。

3.その他

その他対応について不明な点は入試実施本部(本学)まで照会すること。

以上